

生活保護世帯の子も大学等に進学できる社会に！

**現状** 保護世帯の大学等進学率 = 一般世帯の半分以下！

大学・短大・専門学校進学率



【出典】2016年度内閣府「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」  
2017年度文部科学省「平成29年度学校基本調査(速報値)の公表について」

**原因** 保護を利用しながらの大学等進学が認められていない

国の考え方: 保護世帯の子どもは、**高校を卒業したら働いて稼ぐべき**

国は、保護を利用しながらの大学等進学を認めていない！

保護世帯の子どもが大学等に進学すると・・・

**その子どもの分の生活保護費を打ち切ってしまう【世帯分離】**

【例】東京都在住、母(40代)・子(18歳)の2人世帯で大学進学

●生活扶助 12万円 → 8万円 ●住宅扶助 6.4万円 → 5.4万円  
合計18.4万円 → 合計13.4万円【5万円減！】

家計が苦しくならないように大学等進学をあきらめる子が多数！！

保護世帯の大学生等は奨学金(借金)に依存するしかない

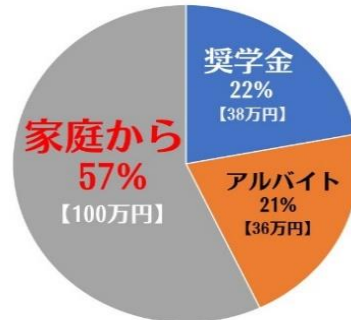
保護世帯の学生の収入内訳

年間収入：181万円 (堺市・大阪市大調査)



一般世帯の学生の収入内訳

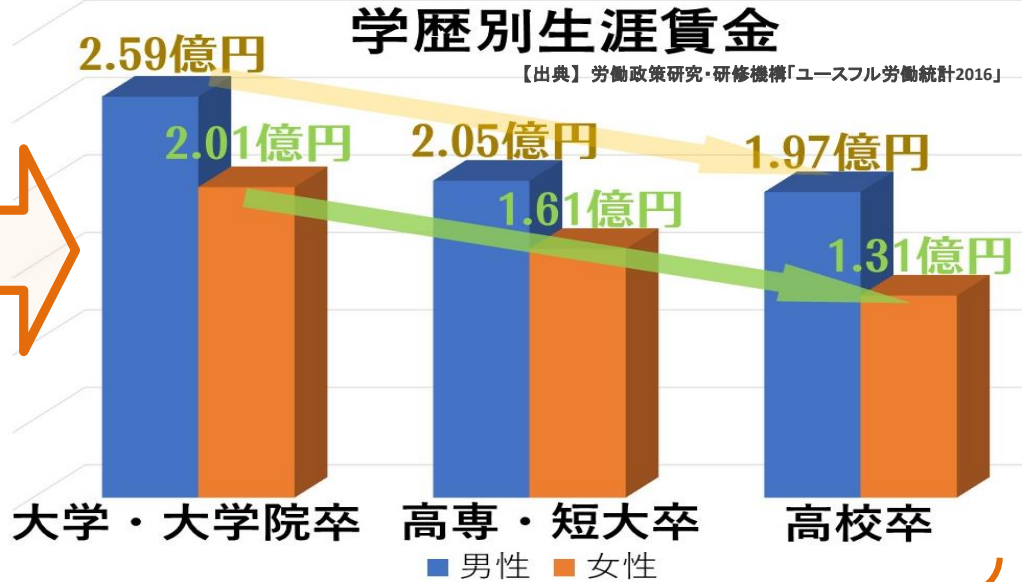
年間収入：180万円 (学生支援機構調査)



## 問題点

「貧困の連鎖」が止まらない！(子どもの貧困対策を！)

学歴格差  
||  
賃金格差



生活保護から抜け出せない！！

保護利用母子世帯の「母」の40.6%は保護世帯で育っている

【出典】道中隆「生活保護と日本型ワーキングプアから貧困の固定化と世代間継承」ミネルヴァ書房

## 法律上・運用上

大学進学が認められるべき状況にある

国の言い分① 働く能力を活用していない(生活保護法4条1項違反)

働けるのに怠けているわけではない。将来の稼働のため頑張っている。

国の言い分② 低所得世帯との均衡を害する

生活用品は、「当該地域の全世帯の70%程度の普及率」に達していれば「一般世帯と均衡を失することにならない」として保有が認められる (実施要領局長通知等)

大学等進学率は8割超 = 一般世帯との均衡を失しないのだから認めない理由はない  
※ 一般世帯の高校進学率が8割を超えた1970年、高校進学が認められた

## 改善策

大学等進学による「世帯分離」をやめる

子どもの貧困対策の必要性(貧困の連鎖を防ぐ)は高いし、法的にも認めない理由はないのだから

「世帯分離」をやめて、生活保護を利用したまま大学等に進学することを認めるべき！

※ 1970年に世帯分離をやめて保護を利用したまま高校進学が認められたのと同様に

※これまで

2018年4月: 入学一時金(自宅10万円、下宿30万円)支給、世帯分離に伴う住宅扶助費減額をやめる

2014年3月: アルバイト収入等を大学受験料・入学金に充てることを容認

など前進しているが、抜本的対策ではなく、不十分